項目	局所排気装置の設置場所	キーワード	設置

REHSE推奨指針

局所排気装置は、人の移動や扉の開閉、空調給気による乱流/交叉気流の影響を受け難い位置に設置します。
また、作業者後方を人が通行する場合は1．5m以上を確保してください。

	国内法規	国内の推奨基準	海外スタンダード	局所排気装置と運用･管理の基礎知識とのリンク関係									
				1:局排知識	2:運転条件	3:運用と使用	4:排気と換気設備	5:排ガス処理	6:環境管理	7:薬品保管	8:運用と緊急対策	9:保守と点検	10:その他
参考資料	･屋内作業場においては、設備の占める容積及び4mを超える高さに有る空間を除き、労働者1人当り10m3以上としなければならない。「労働安全衛生規則第600条(事務所側も同値)」	･労働者1人当り10m3以上(設備占有容積、4m超の高さ空間を除く) ･配置検討の必要性喚起「日本建築学会」	ﾚｲｱｳﾄ ･BS7258　Part2(設置と接続)						○				
	･危険物等の作業場においては機械間または他の設備との間に設ける通路は幅80cm以上。 「労働安全衛生規則第543条」	ガイドラインなし							○				
	･屋内に設ける通路については、以下のとおりとする。 1用途に応じた幅を有すること。 2通路面は、つまずき、すべり、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。 3通路面から高さ1.8m以内に障害物を置かないこと。 「労働安全衛生規則第542条」	ガイドラインなし							○				